

# 御船町農業委員会会議録

令和4年6月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 令和4年6月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月10日(金) 13時30分～14時17分

2. 場 所 第2分庁舎 大会議室

3. 農業委員 (14名)

会 長	1 番	富田	早苗				
会長職務代理者	2 番	荒木	義一				
委 員	3 番	坂本	保男	委 員	9 番	徳永	廣敏
委 員	4 番	野田	孝光	委 員	10 番	渡邊	義高
委 員	5 番	藤岡	雅子	委 員	11 番	芥川	誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番	福島	則義
委 員	7 番	森田	優二	委 員	13 番	竹崎	幸雄
委 員	8 番	池田	賢治	委 員	14 番	吉田	敏郎
欠席者	7 番	森田	優二				
最適化推進委員	9 名						

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 5 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条について
- 7 報告第14号 合意解約について
- 8 報告第15号 非農地判断について
- 9 報告第16号 「耕作証明書」発行について

5. 農業委員会事務局職員

課 長	井上	辰弥
課長補佐	松崎	邦寿
主 査	前川	俊司
主 事	本田	美里

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、7番 森田委員から欠席の連絡を受けております。欠席者1名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員9名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、6月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしくお願いいいたします。

議長 はい、こんにちは。いよいよ田植えが始まりますが、皆さん準備の方はいかがでしょうか。山間地は今が最中ではないかと思えます。健康には充分注意させていただきたいと思えます。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。10番 渡邊委員、11番 芥川委員よろしくお願いいいたします。それでは、議案第24号を提案いたします。事務局の説明をお願いいいたします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。  
議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。  
令和4年6月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。  
2ページをお願いします。今月は、6件申請が上がっております。順番に読み上げます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積 637 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △ - △

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇町〇〇△ 〇〇 〇〇

2筆目です

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積 218 m<sup>2</sup>

譲渡人・譲受人の住所・氏名は同上です。

計田 2筆 855 m<sup>2</sup>です。

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積 462 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇町〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇町〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積 409 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △ - △  
〇〇 〇〇

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積 687 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △ - △

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

申請番号⑤

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑

面積 1,442 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

2筆目です

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑

面積 2,250 m<sup>2</sup>

譲渡人・譲受人の住所・氏名は同上です。

計畑 2筆 3,692 m<sup>2</sup>です。

申請番号⑥

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑

面積 7,752 m<sup>2</sup>の内 3,350 m<sup>2</sup>

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①について担当の竹崎委員が遅れておられるようなので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

説明資料の 3 ページをお願いします。5 月 31 日に竹崎農業委員と川部推進委員と事務局で現地確認を行いました。場所は、マミコウロードを御船方面から登って行って、マミコウロードの駐車場の少し手前になります。4 ページに現況の写真があります。マミコウロードを挟んで 2 筆あるような形になります。譲受人は〇〇町在住ですが、取得後は蕎麦を栽培することを確認しております。2 ページ目をお願いします。要件該当する箇所

については、全て充たしておりますので、許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。譲渡人の住所は、〇〇市になっていますが、元々は町内に住んでおられたのですか。

事務局 譲渡人は、元々申請地の近くに住んでおられました。譲受人も元は少し離れた集落に住んでおられ、申請地の農地も以前耕作をされていたということです。

議 長 それでは、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について担当の藤岡委員説明をお願いいたします。

5 番 はい。資料の方は6ページになります。6月1日に森田農業委員、永本推進委員、事務局とで現地を確認し、申請人の父親が代理で立ち会われました。場所は7ページをご覧ください。音大の近くで、〇〇設備の2件隣になります。現況の写真は8ページのようになっています。道路から向かって右側は住宅が建っており、左側も現在住宅の建設中であります。住宅挟まれた農地ということで、近い将来宅地になることも考えられますので、許可後の耕作状況を定期的に確認する必要があると思います。町外の方同士の譲渡ではありますが、申請人は農業を営まれていて、調査項目の該当する箇所は問題なく許可相当と判断します。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。以前、資材置場の申請があったのは、この近くですか。

事務局 左側の住宅の横になります。

議 長 はい、ご質問・ご意見はございませんか。

2 番 事務局へのお願いですが、今回の地図は音大が示してあり、場所の判断ができますが。もう少し広範囲の地図で説明していただければと思います。

事務局 只今のご意見を踏まえ、今後判り易い地図を作成するように努めます。

議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③と④は関連がありそうなので、併せて徳永委員説明をお願いいたします。

9 番 はい。申請番号の③と④とでは、譲渡人と譲受人が入れ替わっております。これは、お互いに土地を交換されるという意味での申請になります。6月1日に川地推進委員と事務局と譲渡人と譲受人で現地の確認をしました。11 ページ地図をご覧ください。申請番号③については、その周囲の農地を譲受人が所有しており、面積は減少しますが作業効率を優先し、申請番号④と交換するということになりました。両者とも2町以上の農地を所有され、農機具等も十分に揃っていて、何ら問題はないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。交換ということで2件の案件を一緒に説明していただきました。ご質問・ご意見ございませんでしょうか。

8 番 申請番号③の譲受人は、〇〇市内から通って農作業をされているのですか。

9 番 はい、そういうことです。

議 長 申請番号④の南側は、斜面になっていると思いますが、ここへ繋がる道は、どこからになりますか。

9 番 道は、上の方から行けるようになっています。

議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑤について担当の野田委員説明をお願いいたします。

4 番 6月1日に上田推進委員と事務局と私で現地の確認をしました。場所は、19 ページをご覧ください。御船方面から吉無田へ進み大規模林道との交差する付近になります。申請地は、雑草が生茂っていましたが、譲渡人が切り開き耕されたということです。取得後は、えごまを栽培されるということです。第2項の第1項から第7項の該当要件は満たしており、許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。ご質問・ご意見はございませんか。

- 3 番 えごまとはどのような作物なのですか。また、鳥獣害の心配はないのでしょうか。
- 4 番 ゴマの4・5粒分位の大きさです。油を搾り健康食品として販売する計画のようです。私もゴマを栽培していますが、鳥獣の被害はほとんどありません。
- 議長 他に、ご質問・ご意見ございませんか。
- 全委員 ありません。
- 議長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑥についても野田委員が担当ですので、説明をお願いします。
- 4 番 24 ページに場所の説明がありますが、先程の申請番号⑤の近くになります。昨年もそばが栽培されていて、25 ページの写真の白く見えるのは、昨年の落ち種が発芽し花が咲いているところです。この案件は、賃借によりそばを栽培されるということです。第2項の第1項から第7項の該当要件は満たしており、許可相当と判断します。皆様の審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第25号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案書3ページをお開きください。  
議案第25号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。  
令和4年6月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。  
次のページご覧ください。  
今月は、3件申請が上がっております。順番に読み上げさせていただきます。  
申請番号①  
土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑  
面積：357 m<sup>2</sup>  
貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇  
借人の住所・氏名：大字〇〇△ 株式会社〇〇〇〇  
転用目的：飲食店及び展示場 理由：5条賃借権設定(県許可)

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ 地目：田 面積：1,553 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△番地△ 有限会社〇〇〇〇

転用目的：宅地分譲 理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積 458 m<sup>2</sup>

貸人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人宅地 理由：5条使用貸借権設定（県許可）

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①について、担当の森田委員が欠席ですので池田委員に説明をお願いしたいと思います。

8 番 まず、場所の説明をします。説明資料の 29 ページをご覧ください。ハローワーク裏の若宮堰の用水路沿いになります。申請者は、申請地の道向かいに事務所を構えておられます。アウトドア体験メインの飲食店及び展示場を営業するという事です。31 ページの写真をご覧ください。上の写真の左側が用水路になります。下の写真の右側が、申請人の事務所兼自宅になります。用水路に面していますので、崩れないような方法は取るということです。申請地は第 3 種農地で、面積は 357 m<sup>2</sup> あります。一般基準の項目は、適当と判断します。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。個人名義の土地を、会社に貸し付けるということですね。申請地は、畑だったのでしょいか。  
8 番 以前住宅が建っており、水害のあと解体されたのではないかと思います。

議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号②、これも池田委員説明をお願いいたします。

8 番 はい。5月27日に森田委員と事務局と現地を確認しました。場所は、35 ページの地図をご覧ください。役場からの距離は 1.6 km程になります。国道 443 号線を甲佐方面へ進み、下辺田

見バス停から右折して少し先のところになります。37 ページに現地の写真が掲載してあります。申請地は、第3種農地で面積は1,553㎡。平成30年に3条申請で売買されています。周りは殆ど住宅が立ち並んでいます。上下水道も整っており、雨水は側溝へ流すとのことで問題ないと思います。宅地分譲として整備されるそうです。一般基準の項目の該当する箇所は、すべて適当と判断します。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③について、担当の坂本委員説明をお願いいたします。

3番 説明資料は38ページからになります。5月27日に大森推進委員と事務局と現地を確認しました。場所は、41ページをご覧ください。役場の方から国道443号線を益城町方面へ進み、鳥獣保護センターの入口を左折した先にあります。申請地は、申請人の配偶者の父親が所有する農地で、無償で貸与するものであります。隣接地に住宅が3戸建っておりますが、心配するような問題はないと思います。一般基準の項目の該当する箇所は適当であり、許可相当と判断します。折角ですので、3条と5条の賃借権の違いについて事務局から説明をお願いし、その後皆様のご審議をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長 事務局から、賃借権について説明をお願いします。  
事務局 今回の5条の申請番号①の場合は、賃借権設定になっております。これは土地の名義は変わらず、金銭のやり取りだけのものになります。

3番 利用権設定とは、どう違うのですか。明確に3条の賃借権、5条の賃借権というのがあるのですか。

事務局 3条の賃借権は農地のままでお金のやり取りをするもので、5条は農地から地目が変わる前提でのお金のやり取りが発生するものです。ということで、3条にも5条にも賃借権というものがあります。

3番 事務局としては、いくらで貸し借りするかということまでは、踏み込まないということですか。

事務局 賃貸契約書の案ということで提出していただいております、内容の把握はしております。

3 番 5 条の賃借権というのがありますが、例えば畑を宅地にした場合は、税金関係は宅地としてみなされるということですね。

事務局 そういうことになります。

議長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 26 号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 5 ページをお願いします。

議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 4 年 6 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田早苗。

6 ページに新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は 3 件です。合計値のみ読み上げます。田の 4,773 m<sup>2</sup>、計の 4,773 m<sup>2</sup>です。7 ページをお願いします。再設定分の利用権設定等状況一覧表です。今月は 4 件です。田の 14,909 m<sup>2</sup>、計 14,909 m<sup>2</sup>です。続いて、8 ページをお願いします。所有権移転分の利用権設定等状況一覧表になります。田の 10,303 m<sup>2</sup>、畑の 2,182 m<sup>2</sup>、計の 12,485 m<sup>2</sup>です。9 ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 4 年 6 月 10 日提出 上益城郡御船町

10 ページをお願いします。令和 4 年第 6 回農用地利用集積計画総括表になります。合計値のみ読み上げます。今月分です。田の 19,682 m<sup>2</sup>内再設定が 14,909 m<sup>2</sup>、計の 19,682 m<sup>2</sup>内再設定が 14,909 m<sup>2</sup>です。所有権移転が、田の 10,303 m<sup>2</sup>、畑の 2,182 m<sup>2</sup>、計の 12,485 m<sup>2</sup>です。続いて本年累計です。田の 297,712 m<sup>2</sup>内再設定が 202,466 m<sup>2</sup>、畑の 52,079 m<sup>2</sup>内再設定が 44,572 m<sup>2</sup>、計の 349,791 m<sup>2</sup>内再設定が 247,038 m<sup>2</sup>です。所有権移転が田の 48,860 m<sup>2</sup>、畑の 6,118 m<sup>2</sup>、計の 54,978 m<sup>2</sup>です。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、只今の事務局の説明にご質問・ご意見はございませんか。無いようでしたら、了承していただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありが

事務局

とうございます。続きまして、報告第 14 号から第 16 号まで、事務局の説明をお願いします。

議案書の 11 ページをお願いします。

報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和 4 年 6 月 10 日提出 御船町農業委員会

今月は、2 件の合意解約が上がっております。12 ページに掲載しておりますので、ご確認をお願いします。続いて、13 ページをお願いします。

報告第 15 号 農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和 4 年 6 月 10 日提出 御船町農業委員会

14 ページをお願いします。5 月 31 日現在で、5 筆の非農地通知書を発行しております。詳細は、非農地承認一覧表のご確認をお願いします。続いて、15 ページをお願いします。

報告第 16 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和 4 年 6 月 10 日提出 御船町農業委員会

16 ページから 19 ページに掛けて 4 件分の耕作証明書の写しを掲載しておりますので、ご確認をお願いします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

10 番

㊞

11 番

㊞